

函館地区バスケットボール協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この団体は、函館地区バスケットボール協会（以下「協会」という。略称 **Hakodate Basket Ball Association** 又は **HBBA**）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 協会は、事務局を渡島地区（函館市、北斗市及び渡島管内の町）または、桧山地区に置く。

第 2 章 組 織

第 3 条 協会は、第 7 条に規定する役員及び **JBA** に登録された渡島地区（函館市、北斗市及び渡島管内の町）並びに桧山地区所在のバスケットボールチームにより組織する。

第 4 条 協会は、一般財団法人北海道バスケットボール協会を通じて、公益財団法人日本バスケットボール協会に所属する。また、協会は、函館市スポーツ協会に加盟する。

第 3 章 目 的

第 5 条 協会は、渡島地区（函館市、北斗市及び渡島管内の町）並びに桧山地区におけるバスケットボール競技界を統轄し、加盟団体相互の親睦及び連携を計るとともに、バスケットボール技術の向上並びに普及、振興を図り、バスケットボールを通じ、豊かなスポーツ文化の創造と、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 4 章 事 業

第 6 条 協会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) バスケットボール技術の向上と普及、振興に関する研究並びに基本方針の確立に関すること。
- (2) バスケットボール競技者の育成、強化並びにチーム及び競技者の登録に関すること。
- (3) 指導者、審判員の技能向上及び登録に関すること。
- (4) バスケットボール競技会の開催又は、主管、後援に関すること。
- (5) 全道大会の選手及び役員に参加又は、派遣に関すること。
- (6) 競技規則の理解の向上及び周知に関すること。
- (7) 加盟団体等の統括及び組織強化並びに連携、融和に関すること。
- (8) バスケットボール競技の啓発活動に関すること。
- (9) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 7 条 協会に、次の役員を設置する。任期は、それぞれ 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 必要な人数
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 必要な人数
- (5) 会 計 必要な人数
- (6) 部会長 4 名 (U-12 U-15 U-18 社会人 各部会より 1 名)
- (7) 委員長 5 名 (総務・競技・強化育成・審判・広報 各委員会より 1 名)
- (8) 常任理事 複数名
- (9) 理 事 複数名

(10) 評議員 登録チーム2名

(11) 顧問 必要な人数

※理事は、全役員で構成される。

※常任理事は、理事長、副理事長、会計並びに各委員会の委員長、及び各部会の部会長と総務代表とする。

※評議員は、協会登録チームの代表者2名で構成される。

※総務委員長は事務局長、会計は事務局次長を兼ねる。新年度より監査は削除。

(役員を選任及び職務・権限)

第8条 会長は、常任理事会の推薦により定め、評議員会で承認し、協会を代表してこれを総括する。

第9条 副会長は、会長が推薦し、これを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、職務を代行する。

第10条1 理事長、副理事長は常任理事会の互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は、本協会のすべての業務を総括し、その責任を負う。副理事長は理事長を助け、理事長事故ある時はその代理をする。

第11条 部会長は、各部会で選出し、会長がこれを委嘱する。

第12条 委員長は、常任理事の互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

第13条1 常任理事は、理事の互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

2 常任理事は、常任理事会を組織し、評議員会の承認で決定された事業の執行にあたる。

第14条1 理事は、評議員の推薦により定め、会長が委嘱する。

2 理事は、事業の執行にあたって、各委員会に所属し、常任理事を補佐する。

第15条 評議員はJBA登録チームより2名選出し、評議員会での重要事項を審議する。

第16条1 協会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、体育功労者並びに体育振興に関し特別識見を有する者の中より評議員の推薦によって会長が委嘱し、重要事項の諮問に応じる。

第6章 委員会及び部会

(委員会の設置)

第17条1 協会の事業の推進を図るために次の委員会を設置する。

(1) 総務委員会

(2) 競技会委員会

(3) 強化・育成委員会 ※普及委員は、強化・育成へ

(4) 審判委員会

(5) 広報委員会

2 各委員会に委員長1名及び副委員長、委員複数名を置く。委員長の人選は、第12条による。

(部会の設置)

第18条1 協会の事業の推進を図るために次の部会を設置する。

(1) U-12部会

(2) U-15部会

(3) U-18部会

(4) 社会人部会

2 各部会に部会長1名、委員複数名を置く。部会長の人選は、第11条による。

(委員会、部会の職務)

第19条 各委員会及び部会は、長を中心とし、事業の推進を図る。

第20条 各委員会の所轄事項その他運営上の詳細については、常任理事会に於いてこれを定める。

(事務局との連携)

- 第21条1 委員会及び部会は、事業の実施並びに各機関等への通知に関する業務の執行について、協会事務局と密接な連絡・連携を取り、円滑な事業の執行を図らなければならない。
- 2 委員会及び部会規約については、別途定める。

第 7 章 会 議

(会議の種別)

第22条 協会の会議は、評議員会・常任理事会・理事会及び各委員会・各部会による会議とする。

(構成)

- 第23条1 評議員会は、全ての理事（役員）、評議員をもって構成する。
- 2 会計は、評議員会において、実施した事業の決算を報告しなければならない。
- 第24条1 評議員会は、協会が行う事業について、基本的な事項を議決し、又は承認する。
- 2 次に掲げる事項については、評議員会の議決を得られなければならない。
- (1) 当該年度の事業計画
- (2) 当該年度の予算
- (3) 規約の改正
- (4) その他会長が、評議員会の議決が必要と認める事項
- 第25条1 理事会は、全ての理事（役員）をもって構成する。
- 2 理事会は、評議員会で決定しなければならない事項及びその他緊急事項についても必要に応じて決定することができる。ただし、この場合は後日評議員会に報告しなければならない。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立する。（委任状を含む）
- 4 理事会の採決は、出席者の過半数による。
- 5 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。
- 第26条1 常任理事会は、全ての常任理事をもって構成する。
- 2 常任理事会は、理事長が開催する必要があると認めるとき招集する。
- 3 常任理事会は、協会の業務について、常務的な事項を議決する。
- 4 常任理事会は、顧問を推薦する。
- 5 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席により成立する。（委任状を含む）
- 6 常任理事会の議長は、副理事長が行う。
- 7 前各号に定めるもののほか、常任理事会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第 8 章 登 録

(登録の義務及び手続き)

- 第27条 バスケットボール競技を行うチーム及び選手は、毎年度 JBA 並びに道協会に加盟登録しなければならない。
- 第28条 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、協会の定める会員登録システムを使用し、加盟登録を完了しなければならない。

(チーム加盟料)

- 第29条 協会に登録するすべてのチームは、次に定めるチーム加盟料を JBA 及び道協会に納入する。
- (1) U - 12 3,000 円
- (2) U - 15 7,500 円
- (3) U - 18 12,000 円
- (4) 一 般 30,000 円

(競技者登録料)

- 第30条 協会に登録するチームのすべての競技者は、次に定める競技者登録料を JBA 及び道協会に納入する。
- (1) U - 12 1,200 円
- (2) U - 15 1,500 円

- (3) U - 18 1,500 円
- (4) 一 般 3,000 円

第 9 章 会 計

- 第 3 1 条 協会の経費は、道協会からの交付金及び協会が行う事業、補助金による収入をもって当てる。
- 第 3 2 条 協会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 1 0 章 事 務 局

- 第 3 3 条 協会に事務局を置き、協会に関する一切の事務を処理する。

第 1 1 章 規 約 改 正

- 第 3 4 条 本規約は評議員会の決議を経なければ変更できない。

附 則

1. 加盟団体は単一のアマチュアバスケットボールチームを指す。
2. 本規約は令和4年4月17日から施行する。
3. 本規約は評議員会において出席者の過半数をもって決する。